

文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議設置要項

平成30年6月28日

文化庁長官決定

1 趣旨

スポーツ庁において策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月決定)を踏まえつつ、文化庁活動においても適切な運営のための体制整備、休養日等の設定、地域との連携、効果的・効率的な活動の促進等について議論するため、平成30年度に「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を設置する。

2 構成員

- (1) 本会議は、学識経験者等から文化庁長官が委嘱した者(以下「委員」という。)により構成する。
- (2) 本会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 座長は、会務を総理し、本会議の議長を務めるものとする。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

3 委員の任務等

- (1) 委員は、文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)について、本会議において議事の内容に関する意見を述べ、あるいは説明を行う。また、座長又は文化庁の求めに応じ、情報の提供もしくは助言を行う。
- (2) 委員の任期は、文化庁長官が委嘱した日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員から交代の申し出があったときは、文化庁長官が承認した日までとする。
- (3) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

4 会議の開催

- (1) 本会議の開催は、文化庁の依頼に基づき開催することとし、開催日時が決まり次第、遅滞なく公表する。
- (2) 本会議の開催は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- (3) 本会議の開催は、原則として報道機関に公開して行う。この場合、報道機関に所属する者は、文化庁の定めに従い、会議の内容を傍聴し、もしくは映像、音声、記述による記録及びそれらの配信を行うことができるものとする。ただし、座長は、文化庁の定めに従わず、又は会議の進行を妨げる等本会議の円滑な運営に支障を来す行為をした者は、入場を禁じ、又は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 文部科学省(文化庁を含む。)は、本会議の議事の内容に関し、必要又は参考となる説明を行い、あるいは意見を述べるることができる。

5 公表

本会議に係る資料及び議事録は、不開示情報を除き、会議終了後、速やかに文化庁ホームページにて公表する。

6 雑則

- (1) 本会議に関する庶務は、文化庁文化庁芸術文化課文化活動振興室が行う。
- (2) 本会議の運営に必要な事項は、この要項に定めるもののほか、本会議に諮って定める。

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議委員

(五十音順)

揚村 洋一郎 東海大学附属仰星高等学校中部 東海大学附属仰星高等学校校長

岸 信介 一般社団法人全日本合唱連盟 理事長

木下 雅人 静岡市教育委員会学校教育課教育課題係指導主事

齊藤 勇 一般社団法人 ふじのくに文教創造ネットワーク 理事長
(地域部活“音楽×演劇×放送”文化創造部・発起人)

妹尾 昌俊 教育研究家、文部科学省委嘱学校業務改善アドバイザー

千葉 仁 公益社団法人全国高等学校文化連盟 事務局長

長沼 豊 学習院大学文学部教育学科 教授

野口由美子 全国中学校文化連盟 理事長

丸谷 明夫 一般社団法人全日本吹奏楽連盟 理事長

横山 恵子 東京音楽大学 東京音楽大学大学院 教授(声楽)
二期会オペラ振興財団会員